

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【注意】

1. 本輸入発表の先着順割当てについて

本輸入発表の先着順割当ての申請手続きでは、**申請受付開始日**（詳細は2（2）に記載）に抽選を行いません。申請受付開始日の申請受付にあたっては、本輸入発表日（平成20年5月7日）以降、**申請登録締切日**（平成20年5月28日必着）までに、申請登録申込書面冒頭に朱書きで「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」と記載された往復はがき（別紙様式7）にて申請登録申込を受け、同申請登録申込者全員に申請登録番号を付した上で、**抽選日**（平成20年7月中旬を予定）に行う公開抽選により申請登録番号ごとに申請順位を決定し、その上位の者から申請を受け付けます。ただし、申請受付開始日に確実に申請を受け付けることが可能な上順位の者以外の者については、申請順位上位の者の申請又は審査の結果、輸入割当限度金額の範囲内で余剰が生じ次第、経済産業省が個別に日時を指定の上、申請を受け付けることとなります（詳細は6の（5）に記載）。

2. その他

商社割当てA2（追加実績割当て）及び先着順割当ても、委任状による代理申請が可能です。ただし、商社割当てA2（追加実績割当て）の申請を行う場合には、1人の代理人が複数の申請を取りまとめて行うことはできません。この場合、申請には、他の申請者の代理人となっていない本人又は代理人が1人でおいで下さい。また、申請書類の審査をいたしますので、申請内容をよく理解した上でおいで下さい。

なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分ご注意下さい。

商社割当て及び先着順割当てにおいては、支配関係（発行済株式総数又は出資総額の2分の1超を保有又は出資する関係、役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係、同一の法人に支配される関係）にある法人と法人は同一の法人とみなし、重複申請を認めません（ただし、商社割当てA1（実績割当て）については、申請受付日から9か月以内（合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。）に合併する等の理由により、当該輸入割当ての他の申請者と一緒に「支配関係」となる場合を除く。）。

本輸入発表に係る輸入割当証明書（IQ）と当該証明書に基づき取得した輸入承認証（IL）の有効期間は各々原則6か月です。

また、先着順割当ての通関期間は輸入割当日から9か月です。ただし、**申請受付開始日**（詳細は2（2）に記載）から1か月以上経過した後に申請した者にあっては、1か月経過するごとに通関期間を1か月ずつ短縮します。

※全割当申請に係る書類審査において申請書類を持参する者の身分確認を行いますので、申請書類を持参する者は別紙様式

6に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳に限る。名刺は不可。）を併せてご用意下さい。

1 申請者の資格

（1）商社割当てA1（実績割当て）

過去の「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」（以下「ぶり等」という。）の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者であって、次のすべての要件を満たすもの

- ① 当該輸入割当てにより平成19年3月1日から平成20年2月29日までの期間にぶり等を輸入通関した実績を有する者であって、ぶり等を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められるもの（自己の名で貨物の荷受け、税關輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）
- ② 平成18年度「ぶり等」の輸入発表（平成18年5月22日付け輸入発表第4号をいう。以下同じ。）に基づき商社割当てを受けた者にあっては、当該輸入割当てを受けた日から平成20年2月29日までのぶり等の輸入通関金額（消化実績）が当該輸入割当金額の80%以上であること（消化実績が80%未満の場合であって、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

（2）商社割当てA2（追加実績割当て）

本輸入発表に基づき商社割当てA1（実績割当て）を受けた者又は平成19年度「ぶり等」の輸入発表（平成19年5月7日付け輸入発表第4号をいう。以下同じ。）若しくは本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者であって、次のすべての要件を満たすもの

- ① 当該輸入割当てにより申請日の前日までにぶり等を輸入通関した実績を有する者であって、ぶり等を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められるもの（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）
- ② 当該輸入割当てに基づく申請日前日までの輸入通関金額（消化実績）が当該輸入割当金額の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々輸入割当金額の80%以上）であること
- ③ 本輸入発表により既に商社割当てA2（追加実績割当て）を受けている者にあっては、輸入通関金額（消化実績）が当該輸入割当金額の80%以上であること

（3）需要者割当て

水産庁長官から発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給を受けた者から発注を受けた者

（4）漁業者割当て

漁業に関する協定等に基づき外国の沿岸水域で漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体であって、水産庁長官が認めたもの又は当該団体から発注を受けた者

（5）先着順割当て

1の（1）、（3）又は（4）のいずれかを申請する者及び1の（2）による輸入割当てを受けることが確実な者以外の者であって、次のすべての要件を満たすもの

- ① 平成19年3月1日から平成20年2月29日までの期間に関税率表第1部から第4部までに属する貨物（食料品に限る。）を10万米ドル以上（ただし、申請受付2日目（平成20年7月下旬を予定）以降は10万米ドル未満であっても可とする。）輸入通関した実績を有し、ぶり等を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められるもの（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）
- ② 本輸入発表日（平成20年5月7日）以降にぶり等の輸入契約を締結していること
- ③ 申請受付開始日（詳細は2（2）に記載）に申請を行う者にあっては、本輸入発表日（平成20年5月7日）以降、申請登録締切日（平成20年5月28日必着）までに申請登録申込書面冒頭に朱書きで「ぶり等」と記載した往復はがき（別紙様式7）にて経済産業省に対して申請登録を行い、申請登録番号を得ていること（詳細は6（5）に記載）
- ④ 当該輸入契約に基づき輸入割当日から9か月（ただし、申請受付開始日（詳細は2（2）に記載）から1か月以上経過した後に申請した者にあっては、1か月経過するごとに通関期間を1か月ずつ短縮する。）以内に輸入通関することが確実であると認められること
- ⑤ 平成19年度「ぶり等」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあっては、輸入通関金額（消化実績）が当該輸入割当金額の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入割当金額の80%以上）であること（消化実績が80%未満の場合であって、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）
- ⑥ 本輸入発表により既に先着順割当てを受けている者にあっては、当該輸入割当て（現に有効なものに限る。）を既に消化（当該輸入割当てに基づき既に輸入通関したことをいう。）しているか又は消化する見込みがあること

2 書面申請手続

（1）提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）
電話 03（3501）1511 内線 3261

（2）申請受付期間

- ① 1の（1）商社割当てA1（実績割当て）に該当する者
平成20年5月28日の午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時まで（受付場所は、当省本館17階東4：第5共用会議室）
- ② 1の（2）商社割当てA2（追加実績割当て）に該当する者
平成20年7月上旬から平成21年4月上旬を予定（平成20年6月中にお知らせする。）
- ③ 1の（3）需要者割当てに該当する者
平成20年5月28日並びに平成20年5月29日から平成20年8月28日までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。）の午前10時から正午まで（平成20年5月28日に限り、受付場所は、当省本館17階東4：

第5共用会議室。受付時間は、午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時まで)

④ 1の(4)漁業者割当てに該当する者

平成20年6月5日から平成21年6月4までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）の
午前10時から正午まで

⑤ 1の(5)先着順割当てに該当する者

平成20年7月下旬から平成21年1月下旬を予定（抽選日、抽選会場と併せて、平成20年6月中にお知らせする。）

(3) 申請書類

① 商社割当てA1（実績割当て）を申請する場合

ア 輸入割当申請書（2通）

イ 1の(1)の①及び②にいう輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し

ウ 1の(1)の①にいう輸入通關したぶり等全額に係る代金の対外決済の事実を証するL/C等の書類の写し（輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号等を余白に明記すること。）

エ 1の(1)の②に係る輸入割当証明書の写し

オ 輸入割当期別輸入通關実績集計表（別紙様式1（商社割当てA1申請用））

カ ぶり等を自己の名と計算において輸入通關することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類

キ 申請書類を持参する者が申請者（委任を受けた場合は委任を受けた者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）

②-1 商社割当てA2（追加実績割当て）を申請する場合

ア 輸入割当申請書（2通）

イ 1の(2)の①及び②にいう輸入通關した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し

ウ 1の(2)の①にいう輸入通關したぶり等全額に係る代金の対外決済の事実を証するL/C等の書類の写し（輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号等を余白に明記すること。）

エ 1の(2)の②に係る輸入割当証明書の写し

オ 輸入割当期別輸入通關実績集計表（別紙様式1（商社割当てA2申請用））

カ ぶり等を自己の名と計算において輸入通關することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類

キ 申請書類を持参する者が申請者（委任を受けた場合は委任を受けた者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）

②-2 本輸入発表により既に商社割当てA2（追加実績割当て）を受けている者が更に商社割当てA2（追加実績割当て）を申請する場合

ア 輸入割当申請書（2通）

イ 当該輸入割当証明書の写し

ウ 1の(2)の③にいう輸入通關した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し

エ 輸入割当消化状況報告書（別紙様式4（商社割当てA2追加申請用））

オ ぶり等を自己の名と計算において輸入通關することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類

カ 申請書類を持参する者が申請者（委任を受けた場合は委任を受けた者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）

③ 需要者割当てを申請する場合

ア 輸入割当申請書（2通）

イ 内示書に基づく発注書の原本及びその写し

ウ 申請書類を持参する者が申請者（委任を受けた場合は委任を受けた者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）

④ 漁業者割当てを申請する場合

（漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体）

ア 輸入割当申請書（2通）

イ 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し

ウ 申請書類を持参する者が申請者（委任を受けた場合は委任を受けた者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）

(当該団体から発注を受けた者)

- ア 輸入割当申請書（2通）
- イ 当該団体からの発注書の原本及びその写し
- ウ 申請書類を持参する者が申請者（委任を受けた場合は委任を受けた者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）

⑤-1 先着順割当てを申請する場合

以下に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。

- ア 輸入割当申請書（2通）
- イ 申請に係る輸入契約書（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件（輸入割当てを受けた場合発効する旨）が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。）の原本及びその写し
- ウ 1の（5）の①にいう輸入通関した実績を証する書類で次のいずれかのもの
 - ・ 輸入承認証の原本及びその写し
 - ・ 輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の原本及びその写し
※航空又は海上貨物通関情報処理システムにより輸入申告を行った者にあっては、輸入許可通知書の写し
- エ 1の（5）の①にいう輸入通關した実績に係る貨物の輸入者（申請者）あてのインボイスの写し（ただし、輸入承認証の原本及びその写しを提出する場合は不要。）
- オ 1の（5）の①にいう輸入通關した実績に係る貨物の航空運送状（AWB）又は船荷証券（B/L）の写し（ただし、輸入承認証の原本及びその写しを提出する場合は不要。）
- カ 1の（5）の①にいう輸入通關した実績の表（別紙様式3）
- キ ぶり等を自己の名と計算において輸入通關することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- ク 申請書類を持参する者が申請者（委任を受けた場合は委任を受けた者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- ケ 申請受付開始日（詳細は2（2）に記載）に申請する者にあっては、申請登録番号が記載された返信はがき

⑤-2 本輸入発表により既に先着順割当てを受けている者が更に先着順割当てを申請する場合

以下に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。

- ア 輸入割当申請書（2通）
- イ 申請に係る輸入契約書（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件（輸入割当てを受けた場合発効する旨）が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。）の原本及びその写し
- ウ 当該輸入割当証明書の写し
- エ 輸入割当消化状況報告書（別紙様式4（先着順割当て追加申請用））
- オ 当該消化状況を証する書類
 - ・ 既に消化しているものについては、輸入承認証の原本及びその写し
 - ・ 消化する見込みがあるものについては、当該輸入契約書及びインボイスの写し
- カ ぶり等を自己の名と計算において輸入通關することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- キ 申請書類を持参する者が申請者（委任を受けた場合は委任を受けた者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）

※①から⑤までに掲げる書類の原本は、確認後直ちに返却する。

3 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続（商社割当てA2（追加実績割当て）及び先着順割当てに係るもの）を除く。）

（1）申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

- ① 必要書類
 - 申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り、宛先を記入したもの）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch、2HD、1.44MB フォーマット済みのもの）
※外国法人、外国人の場合は、登記簿謄本、住民票に替えて、所在の証明できる書類
- ② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

- ③ その他、申請者の届出に係る運用は、平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

（2）申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

（3）ダイヤルアップ申請

- ① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用すること。
ア ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア
イ テキストエディタ
ウ XMLエディタ
② 受付電話番号
03-5251-3030

（4）インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用すること。
インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

（5）品目コード

GF

（6）受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

（7）申請受付時間

2の（2）の期日における毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

（8）添付書類

- ① 商社割当てA1（実績割当て）を申請する場合
ア 1の（1）の①及び②にいう輸入通関した実績を証する輸入承認証
イ 1の（1）の①にいう輸入通關したぶり等全額に係る代金の対外決済の事実を証するL/C等の書類（輸入承認証の裏面に記載された税關申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号等を余白に明記すること。）
ウ 1の（1）の②に係る輸入割当証明書
エ 輸入割当期別輸入通關実績集計表（別紙様式1（商社割当てA1申請用））
オ ぶり等を自己の名と計算において輸入通關することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- ② 需要者割当てを申請する場合
ア 内示書に基づく発注書
- ③ 漁業者割当てを申請する場合
(漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体)
ア 水産庁長官から認められたことを証する書類
(当該団体から発注を受けた者)
ア 当該団体からの発注書
- ④ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本

人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）

- ⑤ 規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合には、申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由）
- ⑥ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
- ⑦ 電子申請時に添付できるファイル拡張子は、以下のとおり。
j p e g、j p g、g i f、p d f、t x t、h t m、h t m l、x m l
- ⑧ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は10MBとする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
- ⑨ ⑥及び⑧の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑩ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

4 内示書の交付

平成20年5月7日付け19水漁第3635号「「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」発注限度内示書発給要領」に定めるところによる。

5 輸入割当限度金額

商社割当てA1（実績割当て）	914	万米ドル
商社割当てA2（追加実績割当て）	40	"
需要者割当て	1,260	"
漁業者割当て	30	"
先着順割当て	396	"
計	2,640	"

6 輸入割当基準

（1）商社割当てA1（実績割当て）

輸入割当申請金額の総計が輸入割当限度金額を超える場合には、5の輸入割当限度金額を2の（3）の①又は3の（8）の①により提出された1の（1）の①にいう期間に係るぶり等の輸入通関金額に応じあん分して得た金額の範囲内で、申請のあった金額を割り当てる。

（2）商社割当てA2（追加実績割当て）

1申請者1回当たりの割当金額は10万米ドルを限度とし、申請のあった金額を5の輸入割当限度金額に達するまで申請順に輸入割当審査会議での審査を経て割り当てる。ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前10時まで（申請受付開始日（詳細は2（2）に記載）に限り、午後1時30分まで）に受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請金額の総計が輸入割当限度金額を超える場合には、申請受付後に、抽選により順位を決定し、輸入割当審査会議での審査を経て上位の者から輸入割当限度金額に達するまで輸入割当を行うこととする。なお、申請受付開始日（詳細は2（2）に記載）に限り、申請受付前に、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

（3）需要者割当て

2の（3）の③又は3の（8）の②により提出された内示書に基づく発注書に記載された金額の範囲内で申請のあった金額を割り当てる。

（4）漁業者割当て

2の（3）の④又は3の（8）の③により提出された水産庁長官が認めたことを証する書類又は発注書に記載された金額の範囲内で申請のあった金額を割り当てる。

（5）先着順割当て

- ① 1申請者1回当たりの割当金額は10万米ドルを限度とし、契約金額の範囲内で申請のあった金額を5の輸入割当限度金額に達するまで申請順に輸入割当審査会議での審査を経て割り当てる（既に先着順割当てを受けている者にあっては、当該輸入割当の未消化分の金額を除く。）。ただし、輸入割当申請書の提出日（申請受付開始日（詳細は2（2）に記載）を除く。）ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請金額の

総計が輸入割当限度金額を超える場合には、抽選により順位を決定し、輸入割当審査会議での審査を経て上位の者から輸入割当限度金額に達するまで輸入割当てを行うこととする。

- ② 申請受付開始日（詳細は2（2）に記載をいう。以下同じ。）に限り、当日に申請することを希望する者から本輸入発表日（平成20年5月7日）以降、申請登録締切日（平成20年5月28日必着をいう。以下同じ。）までに、申請登録申込書面冒頭に朱書きで「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」と記載された往復はがき（別紙様式7）にて申請登録申込（注1）を受け、申請登録締切日までに申請登録された者全てに申請登録番号を付し（注2）、抽選日（平成20年7月中旬を予定（平成20年6月中にお知らせする。）をいう。以下同じ。）に行う公開抽選（注3）により申請登録番号ごとに申請順位を決定し、その上位の者から（注4）5の輸入割当限度金額に達するまで申請を受け付け、輸入割当審査会議での審査を経て輸入割当てを行うこととする。

なお、申請受付開始日は、当日に確実に申請を受け付けることが可能な上順位の者のみ申請を受け付ける。申請受付開始日に確実に申請を受け付けることが可能な上順位の者以外については、申請受付開始日の翌日以降、申請順位上位の者の申請又は審査の結果、5の輸入割当限度金額の範囲内で余剰が生じ次第、個別に知らせた上で、当該者の中で申請順位上位の者から5の輸入割当限度金額に達するまで、申請受付開始日に申請を受け付けたものとして審査を行う（注5）。

（注1） 申請登録申込は、郵便事業株式会社の発行する往復はがきを用い、申請登録申込書面の冒頭に朱書きで「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」と記載の上、申請登録締切日までに経済産業省に必着すること。この際、各申請登録申込者は、当該申込に当たって、食料品10万米ドル以上の輸入通関実績を確認するとともに、予定申請金額も登録すること。なお、申請登録申込書の重要な点に不備（申込者名、住所、代表者名又は代表者印（会社の実印として法務局に登録されているもの）が記されていない場合をいう。）がある場合は、登録せずに返送する。代表者印の不備が多いので、特に留意すること。

（注2） ①申請登録締切日10日前（平成20年5月18日）以降に申請登録申込のはがきを発送した者にあっては申請登録締切日の3日後（平成20年5月31日）までに申請登録番号が付された返信はがきが送られてこない場合、②それ以外の者にあっては申請登録申込のはがきを発送した以後2週間以内に申請登録番号が付された返信はがきが送られてこない場合は、申請登録締切日から5日後（平成20年6月2日）の午後3時までに貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）に問い合わせること（電話：03-3501-0532）。公開抽選が行われた日以降は、各個別の申請登録申込及び申請登録番号に関する問合せは受け付けない。なお、申請登録締切日までに申請登録申込のはがきが経済産業省に到着しない場合等、公開抽選が行われるまでに申請登録番号を得られなかつたことの責任は各申請登録申込者が負うこととする。

（注3） 公開抽選は、立会人同席のもと、抽選人が一連番号式抽選（詳細は本輸入発表と共に下述のホームページに掲載）により、抽選会場（平成20年6月中にお知らせする。）にて午前10時から行う（見学自由）。立会人及び抽選人は経済産業省の指定する者とし、申請登録申込者は抽選機の操作を行わない。申請登録申込者においては、公開抽選に来ないことによるいかなる不利益も受けない。

なお、公開抽選による抽選結果は、公開抽選が行われた日の翌日以降、経済産業省のホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/marine_products/index.html）に掲載するとともに、申請受付開始日に確実に申請を受け付けることが可能な上順位の者については、個別にFAX等により知らせる。

（注4） 重複申請（申請登録を含む。）であることが確認された場合及び他の申請者（申請登録者を含む。）による資本上の支配関係が認められた場合は当該者の申請順位（重複申請の場合は両申請順位）は無効とする。

（注5） 確実に申請を受け付けることが可能な上順位の者であっても、申請受付開始日に申請に来なかつた場合は、当該者の申請順位は無効とする。

確実に申請を受け付けることが可能な上順位者以外の者のうち、申請受付が可能であるとして経済産業省から個別に知らせを受けた者であっても、経済産業省が指定する日に申請に来なかつた場合は、当該者の申請順位は無効とする。

7 関税率表の番号等、商品名及び金額の表示単位

関税率表 の番号等	商 品 名	金額の表示単位
0301・99-2	活、生鮮、冷蔵、冷凍、 塩蔵、塩水づけ及び乾燥	米ドル
03・02		
03・03	のぶり、さんま、貝柱及 び煮干し並びにぶり、さ	
03・04		
03・05	んまのフィッシュミール	
03・07		

8 原産地

6により割当てを受けて輸入することができる国又は地域は別表のとおりとする。

9 その他の注意事項

(1) 先着順割当てを受けた者は、

- ① 輸入割当日から9か月（ただし、申請受付開始日（詳細は2（2）に記載）から1か月以上経過した後に申請した者にあっては、1か月経過するごとに通関期間を1か月ずつ短縮する。）以内に輸入通関すること。
- ② 提出した輸入契約書の契約内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを速やかに貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）へ提出すること。
- ③ ①の期間に当該輸入割当証明書のⅡに記載された金額の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から10日以内に当該輸入割当証明書の原本、輸入承認証の写し及びその理由を記載した書面（不使用報告書）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）へ提出すること。

なお、輸入通関金額（消化実績）が輸入割当金額の80%未満（2回以上の輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入通関金額（消化実績）が輸入割当金額の80%未満）の場合であって、合理的な理由がないと認められるときには、来年度の先着順割当てを行わない。

(2) この輸入発表により輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）へ提出すること。

なお、先着順割当てを受けた者にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外決済の事実を証するL/C等の写し（輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号等を余白に明記すること。）を併せて提出すること。

(3) 上記のほか、提出のあった書類の原本等輸入割当てに際し必要な書類の提出を求めることがある。

(4) 上記の報告書及び書類の提出を行わなかったときは、来年度の輸入割当てを行わないことがある。

(5) 郵送による申請は、原則として認めない。（なお、先着順割当てに係る申請登録申込の場合は郵送とする。）

(6) 需要者割当てを受ける場合であって、2以上の団体から発注を受けた者は、申請を一本化し、1申請で提出すること。

(7) 本輸入発表により輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関金額（消化実績）についても、別途公表する。

(8) 規則別表第1又は別表第2で定める輸入割当証明書の交付を受けた場合に係る輸入承認申請は、電子申請の対象外とする。

(9) 電子申請に係る運用は、運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照すること。

〔別紙様式 1〕 (商社割当て A 1 申請用)

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

(平成 年 月 日現在)

単位 : 米ドル

区 分	年 度 别	1 8 年 度	1 9 年 度	合 計
① 輸入割当年月日				
② 輸入割当証明書番号				
③ 輸入割当金額				
④ 輸入承認金額				
⑤ 平成 19 年 2 月 28 日までの輸入通関 実績累計				
輸 入 通 關 實 績	平成 19 年 3 月分			
	4 月分			
	5 月分			
	6 月分			
	7 月分			
	8 月分			
	9 月分			
	10 月分			
	11 月分			
	12 月分			
	平成 20 年 1 月分			
	2 月分			
	⑥ 合 計 (平成 19 年 3 月 ～平成 20 年 2 月)			
⑦ 輸入通關実績総計 (⑤+⑥)				
⑧ 輸入消化率 (⑦ ÷ ③ = %)				

(注) 用紙は、A列 4 番横長とすること。

[別紙様式 1] (商社割当て A 2 申請用)

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

(平成 年 月 日現在)

単位 : 米ドル

区 分	年 度 别	平成 19 年度 (先着順割当)	平成 20 年度 (商社割当て A 1)	平成 20 年度 (先着順割当)
① 輸入割当年月日				
② 輸入割当証明書番号				
③ 輸入割当金額				
④ 輸入承認金額				
輸入通關実績	平成 19 年 7 月分			
	8 月分			
	9 月分			
	10 月分			
	11 月分			
	12 月分			
	平成 20 年 1 月分			
	2 月分			
	3 月分			
	4 月分			
	5 月分			
	6 月分			
	7 月分			
	8 月分			
	9 月分			
	：			
⑤ 合計 (平成 19 年 7 月 ～平成 年 月)				
⑥ 輸入消化率 (⑤ ÷ ③ = %)				

(注) 用紙は、A列 4 番横長とする。

〔別紙様式2〕

ぶり・さんま・貝柱及び煮干しを自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項目	ぶり・さんま・貝柱及び煮干し			
(1) 社名				
(2) 登記簿上の住所 〔ビル名・階数明記〕				
(3) 実際の営業場所(同上)				
(4) 電話番号				
(5) 代表者	氏名	専従、非専従の別	非専従の場合 〔兼務先の名称及び兼職先における役職名〕	兼職先のぶり・さんま・貝柱及び煮干しの輸入割当の有無
		専・非		有・無
(6) その他の役員		専・非		有・無
		専・非		有・無
(7) 専従の職員数	名			
(8) ぶり・さんま・貝柱及び煮干しの担当の役員及び職員の氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(9) 株主構成 〔持株数の順上位5名を記載〕	氏名	持株数	持株数の総株数に占める比率	企業である場合には、ぶり・さんま・貝柱及び煮干しの輸入割当の有無
			%	有・無
(10) ぶり・さんま・貝柱及び煮干しの輸入代金の決済方法 〔①、②、③、④のいずれかに○をつけること〕	①L/C (開設銀行 : 開設依頼人 :) ②T/T ③B/C ④その他			
(11) 国内販売先	社名	種別	数量	

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可・否 1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり	

(注) 1 (5)、(6) 及び (7) の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう（ただし、兼務の場合であっても、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。）。

2 (11) の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、デパート又はスーパー、その他の別を記載すること。

3 株式上場会社にあっては (6) の欄はぶり・さんま・貝柱及び煮干しの担当役員のみ記せばよい。

4 用紙は、A列4番縦長とすること。

5 (6) 及び (11) の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

[添付書類（各1部）]

① 法人の場合

(株式上場会社)

- 直近1か年の有価証券報告書（なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。）

(その他の法人)

- 法人の登記簿謄本の写し
- 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出した確定申告書のうち別表一の写し
- 直近1か年の決算報告書

※商社割当て A1（実績割当て）を申請する場合であって、申請受付日から9か月以内に合併する等の理由により、当該輸入割当ての他の申請者と一時的に支配関係（発行済株式総数又は出資総額の2分の1超を保有又は出資する関係、役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係、同一の法人に支配される関係）となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

② 法人以外の場合

- 申請者本人の住民票の写し
- 事務所建物又は自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類が平成19年10月1日以降の輸入割当申請で既に提出したものと同一の場合には、当該書類についてはその旨を記載した理由書により代用することができる。

輸入通関実績表（平成19年3月1日から平成20年2月29日まで）

住 所
会 社 名

輸入承認証又は輸入申告書		輸 入 通 関 実 績			
番 号	通 関 金 額	通關年月日	商 品 名	数 量	金 額
				キログラム	米ドル
合 計					

(注) 1 輸入通関実績の「金額」欄は以下により記載すること。

- ① 輸入申告書の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
 - ② 輸入承認証（数量により輸入割当てが行われたもの）の通關金額が米ドル以外の表示の場合は、通關時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
 - ③ 輸入承認証（金額により輸入割当てが行われたもの）の通關金額が米ドル以外の表示の場合は、当該輸入承認証の承認日に適用された月レート（貿易経済協力局長が定める「輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率」）で換算し、米ドル表示にすること。
- 2 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式4〕（商社割当てA2追加申請用）

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」輸入割当消化状況報告書

住 所
会 社 名

(平成 年 月 日現在)

単位：米ドル

割 当 方 式		商社割当てA2
区 分		
① 輸入割当年月日		
② 輸入割当証明書番号		
③ 輸入割当金額		
④ 輸入承認金額		
⑤ ④÷③=%		
輸入通関実績	平成20年 7月分	
	8月分	
	9月分	
	10月分	
	11月分	
	12月分	
	平成21年 1月分	
	2月分	
	3月分	
	4月分	
	⑥ 合 計 (平成20年7月 ～平成 年 月)	
	⑦ 輸入消化率 (⑥÷③=%)	

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式4〕（先着順割当て追加申請用）

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」輸入割当消化状況報告書

住 所
会 社 名

(平成 年 月 日現在)

単位：米ドル

		輸入割当証明書			輸入承認証		I／L未振替		輸入通關実績		I／L振替後						
		割当年月日及び有効期限	割 当 証明書 番 号	① 金 額	承認年月日及び有効期限	② 金 額	③ 失 効 金 額	④ 有 効 金 額	年月日	⑤ 金 額	⑥ 失 効 金 額	⑦ 有 効 金 額	⑧ 失 効 金 額計 (③+⑥)	⑨ 有 効 金 額計 (④+⑦)	⑩ ⑨のうち 契約金額	⑪ 今回申請 に係る 契約金額	⑫ 不足金額 (⑪-(⑨ -⑩))
先 着 順 割 當 て	①																
	②																
	③																
	・																
合計																	

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

[別紙様式5]

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	G F - (A E) - 0 8 -
割当方式 (該当を○囲み)	商社A1・商社A2・需要者 漁業者・先着順
割当日	平成 年 月 日
割当金額(米ドル) (A)	

提出年月日 _____
 住所 _____
 会社名 _____
 担当者名 _____
 電話 _____
 F A X _____

年	通関実績												年計 (1~12月)	累計 (B)	残額 (A)-(B)	消化率 (%) (B)/(A)
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
														(前年からの累計)		
														(前々年からの累計)		

有効・失効の別 (該当を○囲み)	有効 · 失効
---------------------	---------

※失効とは次のいずれかの場合

- ①割当金額全額を消化した(消化率100%)場合
- ②ILの有効期限が到来した場合

※先着順割当てにあっては、次の2種類の書類を添付して下さい。

輸入承認証(IL)の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 · 無()
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 · 無()

※各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出して下さい。

(注)用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式6〕

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

下記の者は当社の社員であることを証明し、平成20年5月7日付け輸入発表第4号に基づく「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当を申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること。

[別紙様式7] 申請登録申込書

(返信裏面)

<p>郵便往復はがき</p> <p>(往 信)</p>	
<p>〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1</p> <p>経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課 農水産室水産班 ぶり・さんま・貝柱及び煮干し係 行</p>	

※申込者名、住所、代表者名又は代表者印（会社の実印として法務局に登録されているもの）の記載漏れがある場合は、登録せずに返送する。

※朱書きにすること

(往信裏面)

郵便往復はがき

(返信)

(申込書に記載と同じ宛先を記入)

会社名 (申込者名)
住所
代表者名・代表者印
担当者氏名
連絡先電話番号
FAX番号

当社は平成19年3月1日から平成20年2月29日までの期間に食料品の輸入通関実績が10万米ドル以上ありますので、平成20年5月7日付け輸入発表第4号に基づく「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の先着順割当ての申請登録を申し込みます。

予定申請金額 米ドル

- (注) 1 郵便事業株式会社の発行する往復はがきを使用すること。
2 申請登録申込書面（往信裏面）の冒頭に朱書きで「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」と記載すること。
3 申請登録申込書の重要な点に不備（申込者名、住所、代表者名又は代表者印が記されていない場合をいう。）
がある場合は、登録せずに返送する。代表者印の不備が多いので、特に留意すること。

(別 表)

原 産 地 一 覧 表

(アジア州)

アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カンボジア、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、トルコ、日本、バーレーン、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ヨルダン、香港、マカオ

(ヨーロッパ州)

アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、英国、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、グルジア、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、フェロー諸島

(北アメリカ州)

アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、カナダ、グアテマラ、グリーンランド、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバトス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ

(南アメリカ州)

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、コロンビア、スリナム、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、仏領ギアナ

(アフリカ州)

アンゴラ、エジプト、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シェラレオネ、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ

(大洋州)

オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、北マリアナ諸島（米）、グアム（米）、クック諸島、その他のオーストラリア領、トケラウ諸島、ニウエ島、ニューカレドニア（仏）、仏領ポリネシア、米領オセアニア、米領サモア